

三笠市農業者持続化支援金

給付概要及び申請先

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が前年同月比で、50%以上減少している農業者には経済産業省から「持続化給付金」が支給されますが、売上の減少が前年同月比20%以上50%未満で経済産業省の持続化給付金の対象とならない農業者に対して、10万円を支給する、三笠市が独自に行う支援策です。

0%	20%減	50%減	100%
対象外事業者	【三笠市の給付金】 減少率：20%以上50%未満 給付額：10万円	【経済産業省の給付金】 減少率：50%以上 給付額：200万円（法人） ：100万円（個人）	
申請なし	三笠市へ申請	経済産業省へ申請	

※対象月を変えて三笠市と経済産業省の給付金を両方受給することはできません。

給付要件

新型コロナウイルスの影響により、令和2年1月から12月のいずれかひと月の売上が、令和元年（平成31年）の月平均売上高に対して20%以上50%未満の減少が生じた農業者

※ 令和元年（平成31年）の月平均売上高は、前年売上を12で割った額です。

給付額

法人、個人農業者ともに10万円

申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ①申請対象とする月の月間売上がわかるもの
- ②令和元年（平成31年）の売上がわかるもの
- ③申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④三笠市農業者持続化支援金給付申請書（市役所配布）

申請期間

令和2年10月1日から令和3年1月15日まで